資料１

建維管防第２４１２号
平成２９年２月２２日

各市町村防災担当主管課長　様
建設土木主管課長　様

建設部建設政策局維持管理防災課長
建設部土木局河川砂防課長
総務部危機対策局危機対策課長

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく都道府県管理河川での取組について（通知）

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく国の直轄河川を対象とした取組については、平成 28 年 2 月 16 日付け、危対第 3015 号にて通知していたところですが、北海道管理河川においても、別添通知により、水防災意識社会の再構築に向けて、河川管理者と関係市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進することとしていますのでお知らせします。

（維持管理防災課維持グループ主査（治水維持））
（河川砂防課河川計画グループ主査（河川計画））
（危機対策課防災グループ主査（風水害））

国水河計第 78 号
平成 28 年 10 月 7 日

北海道知事　殿

国土交通省　水管理・国土保全局長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成 27 年９月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年８月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知お願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国水河計第 79 号
国水環第 55 号
国水治第 76 号
国水防第 203 号
平成 28 年 10 月 7 日

北海道　建設部長　殿

国土交通省　水管理・国土保全局

河川計画課長

河川環境課長

治水課長

防災課長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等
管理河川での取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川の取組については、平成 28 年 10 月 7 日付（国水河計第 78 号）において水管理・国土保全局長から通知したところですが、協議会の進め方等については、別紙を参考とされるようお願いします。

なお、本取組を進めるにあたっては、貴都道府県・政令指定都市の関係する部局とも十分連携されるようお願いします。

また、国土交通省としても取組を支援するため、各地方整備局等に相談窓口を設置したので十分相談のうえ取り組まれるようお願いします。

（別　紙）

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での
取組の進め方について

一　取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

二　協議会等の進め方

1　協議会の設置

（1）都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水浸水想定区域が指定されている洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進する。

（2）対象となる河川が多くなることを踏まえ、総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置する。

2　協議会等の構成員

（1）関係する都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加する。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加する。また、市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加する。

（2）協議会等には、全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画する。

3　協議会等において実施する事項

協議会等では以下の内容について別添の国管理河川の進め方を参考として取り組むこととする。留意点等の詳細については、各協議会等での検討状況等も踏まえ逐次連絡する。

① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有（洪水浸水想定区域、情報伝達、避難計画等に関する事項等）

② 地域の取組方針の作成（概ね５年以内で実施する取組内容）

③ フォローアップ

三　協議会等の取組スケジュール

１　協議会等の設置

平成２９年度出水期までを目途に協議会等を設置し、現状の水害リスク情報や取組状況の共有を図ることを目標とする。

２　「地域の取組方針」の作成

平成２９年度末までを目途に各構成員がそれぞれ又は連携して概ね５年以内で実施する事項をとりまとめることを目標とする。

四　都道府県等管理河川の取組に関する相談窓口

都道府県等管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局等の地域河川課等に設置するので十分に相談のうえ取組を進める。

（別　添）

＜参　考＞

国管理河川における協議会での取組内容

1．協議会等において実施する事項

（1）現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング

・避難勧告等の発令基準

・避難場所・避難経路

・住民等への情報伝達の体制や方法

・避難誘導体制　　等

② 水防に関する事項

・河川水位等に係る情報提供

・河川の巡視区間

・水防資機材の整備状況

・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応　　等

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

・排水施設、排水資機材の操作・運用

・ダムの危機管理型の運用　　等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容　　等

（2）地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

（3）フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

2．地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

（1）現状の取組状況

共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

（2）減災のための目標

概ね5年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

（3）取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して概ね 5 年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

1）円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定

・隣接市町村における避難場所の設定

・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善　　等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知

・ハザードマップの改良と周知

・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知

・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施　　等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

・水位計・CCTV の整備

・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫

・防災ステーションの整備

・避難経路の整備　　等

2）的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

・重要水防箇所の見直し

・水防に関する広報の充実

・水防資機材の整備

・水防訓練の充実　　等

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

・施設の関係者への情報伝達の充実

・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実　　等

3）氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

・排水施設、排水資機材の運用方法の改善

・排水施設の整備及び耐水化

・ダムの危機管理型の運用方法の高度化　　等

水防災意識社会 再構築ビジョン

平成27年12月11日

国土交通省　水管理・国土保全局

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに**「水防災意識社会 再構築ビジョン」**として、**全ての直轄河川とその沿川市町村**（109水系、730市町村）**において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。**

＜ソフト対策＞ ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

＜ハード対策＞ ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

＜危機管理型ハード対策＞

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

＜被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）＞

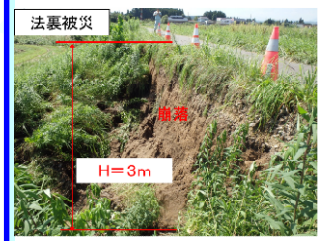

天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護
（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）

横断図

＜洪水氾濫を未然に防ぐ対策＞

○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

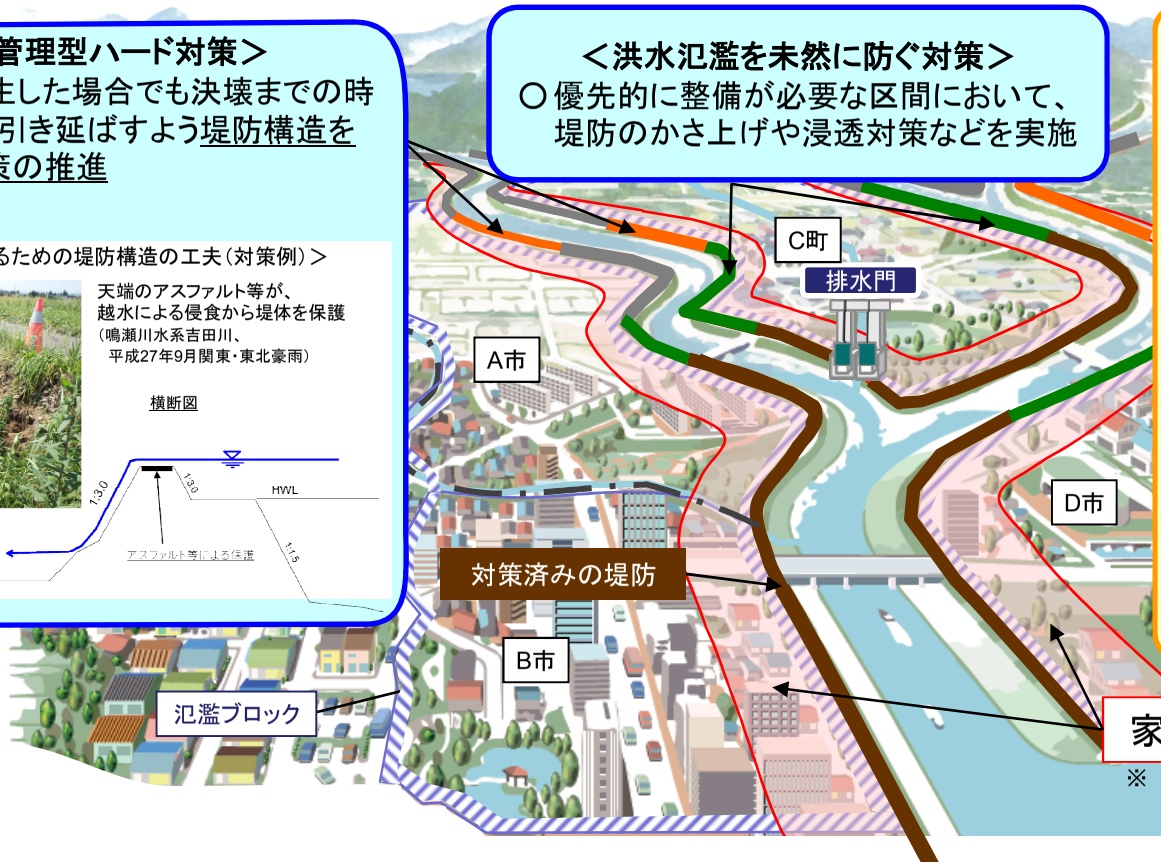

＜住民目線のソフト対策＞

○住民等の行動につながるリスク情報の周知
- ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
- ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
- ・不動産関連事業者への説明会の開催

○事前の行動計画作成、訓練の促進
- ・タイムラインの策定

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
- ・水位計やライブカメラの設置
- ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

住民目線のソフト対策

○水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。

リスク情報の周知

○立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約70水系、平成29年出水期までに全109水系で公表

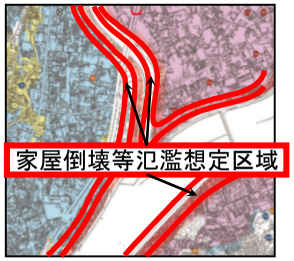

○住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
⇒「水害ハザードマップ検討委員会」にて意見を聴き、平成27年度内を目途に水害ハザードマップの手引きを作成

○不動産関連事業者への説明会の実施
⇒水害リスクを認識した不動産売買の普及等による、水害リスクを踏まえた土地利用の促進

事前の行動計画、訓練

○ 避難に着目したタイムラインの策定
○ 首長も参加するロールプレイング形式の訓練

⇒平成28年出水期までに水害リスクの高い約400市町村平成32年度までに全730市町村で策定

避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

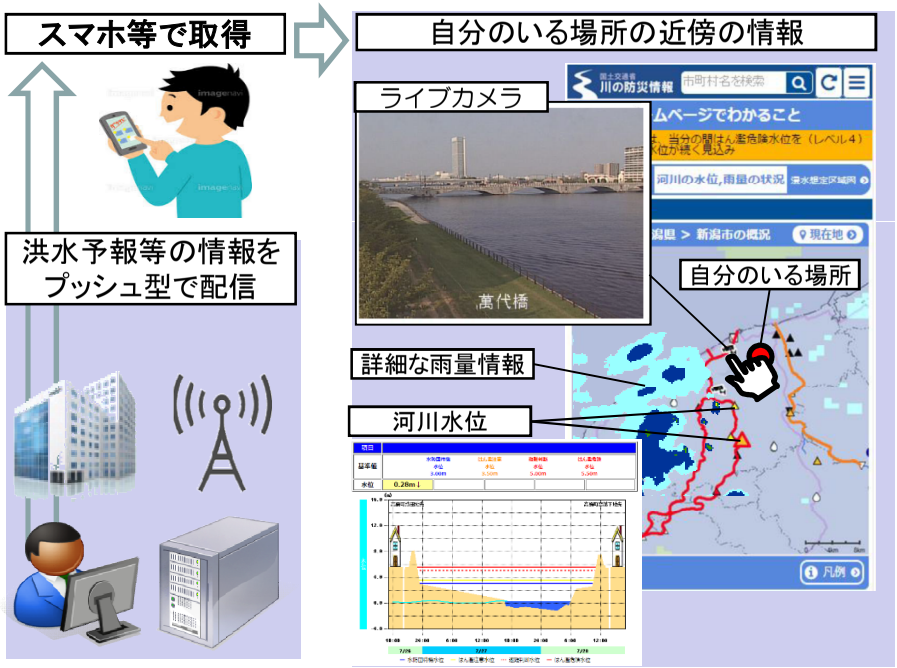

⇒・平成28年夏頃までに洪水に対しリスクが高い区間において水位計やライブカメラを設置
・平成28年出水期からスマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の配信を順次実施

洪水氾濫を未然に防ぐ対策

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて設定した、堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策に関し、**優先的に対策が必要な区間約1，200km**について、**平成32年度を目途に、今後概ね5年間で対策を実施**。

パイピング、法すべり
↓
漏水対策（浸透含む）

L＝約360km（堤防への浸透対策）
L＝約330km（パイピング対策）

・過去の漏水実績箇所等、浸透により堤防が崩壊するおそれのある箇所
・旧河道跡等、パイピングにより堤防が崩壊するおそれのある箇所

鳴瀬川支川吉田川（宮城県）

流下能力不足
↓
堤防整備・河道掘削

L＝約760km

・堤防高が低い等、当面の目標 に対して流下能力が不足している箇所
（上下流バランスを確保しながら実施）

利根川支川鬼怒川（茨城県）

水衝・洗掘
↓
侵食・洗掘対策

L＝約110km

・河床が深掘れしている箇所や水衝部等、河岸侵食・護岸欠損のおそれがある箇所

阿武隈川支川荒川（福島県）

↓

優先的に対策を実施する区間L＝約1，200km

※各対策の延長は重複あり

危機管理型ハード対策

氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など**約1，800km**について、**決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目途に、今後概ね5年間で実施**。

堤防天端の保護

堤防天端をｱｽﾌｧﾙﾄ等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

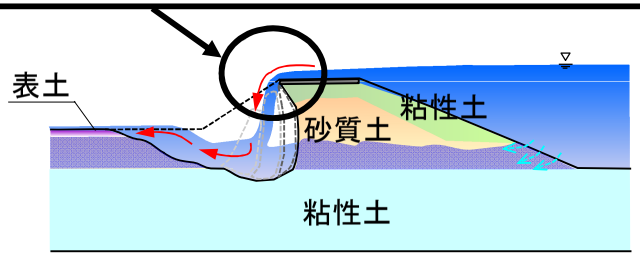

堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。

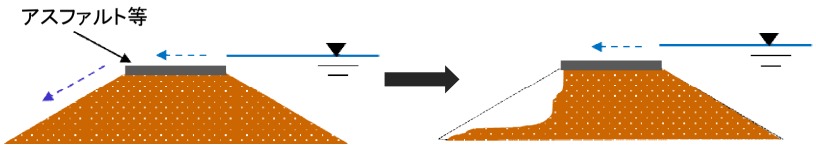

堤防裏法尻の補強

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

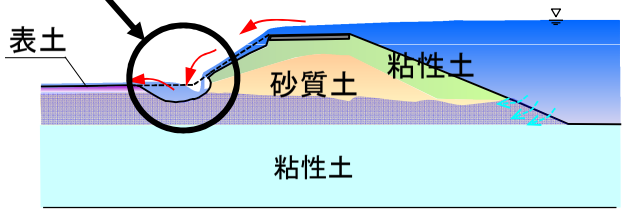

堤防裏法尻をブロック等で補強

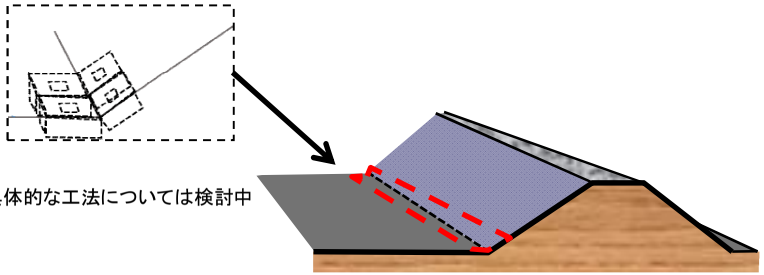

※　具体的な工法については検討中

約1，310km

約630km

対策を実施する区間L＝約1，800km

※各対策の延長は重複あり

大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方 答申
～ 社会意識の変革による「水防災（みずぼうさい）意識社会」の再構築 ～

○ 行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を目指す。

○ 対応すべき課題

- ➢ 危険な区域からの立ち退き避難
  - ✓ 市町村・住民等の適切な判断・行動
  - ✓ 市町村境を越えた広域避難
- ➢ 水防体制の弱体化
- ➢ 住まい方や土地利用における水害リスクの認識の不足
- ➢ 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

○住民目線のソフト対策への転換

これまでの河川管理者等の行政目線のものから住民目線のものへと転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実戦的なソフト対策の展開を図る

➢ 円滑かつ迅速な避難の実現

- 家屋倒壊等氾濫想定区域等、立ち退き避難が必要な区域を表示するなど、避難行動に直結したハザードマップに改良
- 広域避難等の計画づくりを支援する協議会等の仕組みの整備
- スマートフォン等を活用したプッシュ型の河川水位情報の提供　等

➢ 的確な水防活動の推進

- 水防体制を確保するための自主防災組織等の水防活動への参画　等

➢ 水害リスクを踏まえた土地利用の促進

- 開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識するため、様々な場所での想定浸水深の表示
- 不動産関連事業者への洪水浸水想定区域の説明会等の開催　等

○危機管理型ハード対策の導入

従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入する

➢ 減災のための危機管理型ハード対策の導入

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
- 堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体的・計画的に実施するための仕組みの構築　等

【参考２】

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川への拡大

本年の相次ぐ台風災害による甚大な被害状況等を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を更に推進するため、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を都道府県管理河川に拡大する。

1. 取組の内容

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、河川管理者、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める。

2. 協議会等の進め方

(1)協議会の設置

・洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置。

・総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置。

(2)協議会の構成員

・都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加。
市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加。

・全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画。

(3)協議会での取組内容

①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
②地域の取組方針の作成(概ね5年以内で実施する取組内容)
③フォローアップ

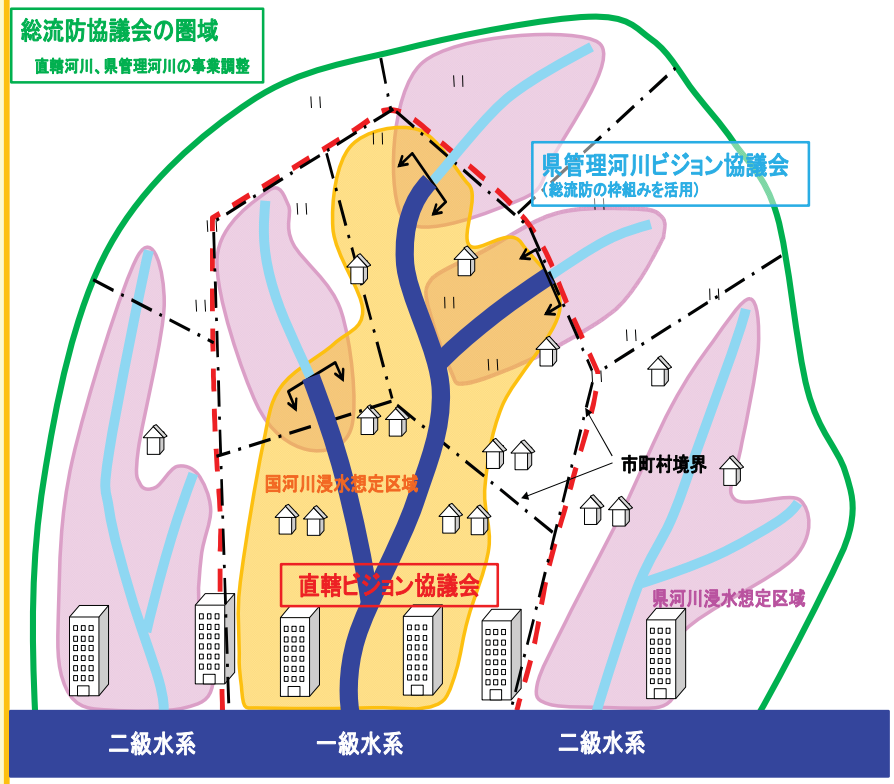

◎協議会の実施状況:荒川圏域(三面川)【新潟県】(10/5第1回協議会)、雲出川圏域【三重県】(10/6第1回協議会)、肱川圏域【愛媛県】(10/20第1回協議会予定)
◎県管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局の地域河川課に設置。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川の取組スケジュール（案）

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度

H28.9.26

第1回
都道府県河川
担当課長会議

H29.6

H30.3目途

協議会設置、第1回協議会開催

- ●県管理河川全川を対象とした協議をH29出水期（6月頃）までに設置
- ●第1回協議会を開催し、現在の状況、ホットライン等の取組について共有・確認

幹事会・協議会の開催、「地域の取組方針」の策定

- ●幹事会・協議会を適宜開催し、H29年度中に協議会ごとに「地域の取組方針」を策定・公表（H29～H33の5カ年計画）
- ・H29年度中に、現段階で取組可能な内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ
  - 例）堤防整備等のハード対策、情報伝達体制の確立（ホットライン、タイムライン等）、浸水想定や浸水実績の公表、防災教育 など
- ・引き続き、検討を進め、水防災意識構築のための新たな取組、水位周知河川の拡大など、順次「地域の取組方針」を変更して記載

フォローアップ・追加、修正

フォローアップ・追加、修正

フォローアップ・追加、修正

フォローアップ・追加、修正

※国交省において想定しているスケジュール